

○大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める
条例

昭和五十年三月十七日

福島県条例第十八号

改正 平成九年三月二五日条例第一三号

平成一三年三月二七日条例第一五号

平成一三年一二月二五日条例第八七号

平成一四年三月二六日条例第二一号

平成一七年三月二五日条例第二九号

平成一七年七月一二日条例第七七号

平成一九年三月二〇日条例第一九号

平成一九年七月六日条例第六〇号

平成二二年七月六日条例第四五号

平成二三年一二月二八日条例第九八号

平成二三年一二月二八日条例第九九号

平成二四年三月二一日条例第二一号

平成二四年一二月二八日条例第七三号

平成二七年三月二四日条例第二二号

平成二八年三月二五日条例第二五号

平成二八年一〇月一八日条例第七六号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例を
ここに公布する。

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条
例

(大気汚染防止法に基づく排出基準)

第一条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第四条第一項及び第二項の規定に
基づく排出基準及びこれを適用する区域を別表第一のとおり定める。

(水質汚濁防止法に基づく排水基準)

第二条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)第三条第三項及び第四項の規定
に基づく排水基準及びこれを適用する区域を別表第二のとおり定める。

(平一九条例六〇・平二二条例四五・平二七条例二二・一部改正)

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、昭和五十年十月一日から施行する。

(既設置者に対する経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該特定施設に対する別表第二の第五号及び第六号に規定する排水基準（請戸川及びこれに流入する公共用水域に係るもののうち同表の第五号に規定する銅含有量及び亜鉛含有量に係るものを除く。）は、昭和五十一年六月二十四日から適用する。

2 昭和四十八年六月二十四日において特定施設を設置していた者（設置の工事をしていない者を含む。以下この条において同じ。）であつて、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「水質令」という。）附則第四項の規定の適用を受けていたものの当該特定施設に係る水質令別表第一の第二十三号に掲げる施設のうち、一日当たりの平均的な排出水の量が一万立方メートル以上のものに対する別表第二の排水基準は、昭和五十一年三月三十一日までの間は、これを適用せず、附則別表の定めるところによる。

3 昭和四十九年十月一日において特定施設を設置していた者の当該特定施設に係る水質令別表第一の第六十九号に掲げる施設で、別表第二の第四号に規定する排水基準が適用される公共用水域に係るものに対する排水基準は、昭和五十一年十月一日から適用する。

4 昭和四十九年十月一日において特定施設を設置していた者の当該特定施設に係る水質令別表第一の第一号に掲げる施設で、別表第二の第一号、第二号又は第四号に規定する排水基準が適用される公共用水域に係るものに対する排水基準のうち浮遊物質量に係る許容限度は、別表第二の規定にかかわらず、昭和五十一年六月二十三日までの間は、一リットルにつき日間平均二百ミリグラム以下、最大二百五十ミリグラムとする。

(平一九条例六〇・平二七条例二二・一部改正)

(福島県産業公害等防止条例の一部改正)

第三条 福島県産業公害等防止条例（昭和四十六年福島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(福島県産業公害等防止条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 福島県産業公害等防止条例の一部を改正する条例（昭和四十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

第五条 福島県産業公害等防止条例の一部を改正する条例(昭和四十九年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則別表

(平一三条例一五・一部改正)

物質又は項目	許容限度	
	日間平均	最大
生物化学的酸素要求量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	八〇以下	一〇〇
浮遊物質 (単位 一リットルにつきミリグラム)	八〇以下	一〇〇

備考

- 一 この表の数値は、排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第三条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 二 この表における「日間平均」の欄の許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。別表第二において同じ。

別表第一（第一条関係）

(平九条例一三・平一七条例七七・一部改正)

ばい煙等に係る排出基準

ばい煙等の種類	施設の種類の	許容限度	適用する区域
カドミウム及びその化合物	大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「大気令」という。）別表第一の十四の項に掲げる施設	〇・一五ミリグラム	いわき市及び耶麻郡磐梯町の区域
塩素	大気令別表第一の十八の項及び十九の項に掲げる施設	一六ミリグラム	郡山市及びいわき市並びに会津若松市のうち旧河沼郡河東町の区域
塩化水素	大気令別表第一の十八の項及び十九の	五〇ミリグラム	郡山市及びいわき

	項に掲げる施設		市並びに会津若松市のうち旧河沼郡河東町の区域
フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素	大気令別表第一の二十一の項に掲げる反応施設（過リン酸石灰又は重過リン酸石灰の製造の用に供するものに限る。）並びに焼成炉並びに熔解炉のうち電気炉及び平炉（リン酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	一〇ミリグラム	郡山市及びいわき市の区域
鉛及びその化合物	大気令別表第一の十四の項に掲げる施設	一・五ミリグラム	いわき市及び耶麻郡磐梯町の区域

備考

- 一 この表の「許容限度」の欄に掲げる数値は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルについて、大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）別表第三の備考に規定する方法により測定した場合における測定値とする。
- 二 この表中「旧」をつけた町の名称及びその区域は、平成十七年十月三十一日におけるものをいう。

別表第2（第2条関係）

（平9条例13・全改、平13条例15・平13条例87・平14条例21・平17条例77・平19条例19・平19条例60・平23条例98・平24条例21・平24条例73・平27条例22・平28条例25・一部改正）

1 特別排水規制水域又は地下水水質保全特別区域に適用する有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.05ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.01ミリグラム

水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム
1・2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム
1・1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
シス-1・2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1・1・1-トリクロロエタン	1リットルにつき0.3ミリグラム
1・1・2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム
1・3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素1ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素23ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素1.5ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
1・4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム

備考

- 1 この表の「許容限度」の欄に掲げる数値は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値とする。
 - 2 「検出されないこと。」とは、1の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3 「特別排水規制水域」とは、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号。以下「生活環境保全条例」という。）第28条第1項に規定する水域をいい、「地下水水質保全特別区域」とは、生活環境保全条例第49条第1項に規定する区域をいう。
 - 4 この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場若しくは事業場から特別排水規制水域に排出される水又は一の施設が特定施設となつた際現に地下水水質保全特別区域においてその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場若しくは事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から1年間は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項の特定事業場をいう。以下同じ。）又は生活環境保全条例第27条第4項の排水指定事業場（以下「排水指定事業場」という。）であるときは、この限りでない。
 - 5 この表に掲げる排水基準は、一の水域が特別排水規制水域となつた際現に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から当該水域に排出される水については、当該水域が特別排水規制水域となつた日から1年間は適用せず、その他の水域に適用する有害物質に係る排水基準を適用する。
 - 6 この表に掲げる排水基準は、一の地域が地下水水質保全特別区域となつた際現に当該地域において特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該地域が地下水水質保全特別区域となつた日から1年間は適用せず、その他の水域に適用する有害物質に係る排水基準を適用する。ただし、当該工場又は事業場が既に特別排水規制水域に水を排出する工場又は事業場であるときは、この表に掲げる排水基準を適用する。
- 2 その他の水域に適用する有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	施設の種類	許容限度											
		A水域		B水域		C水域		D水域		E水域		F水域	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
カドミウム及びその化合物 〔単位 カドミウムの量に関して、1リットルにつきミ	非鉄金属第1次製錬・精製業及び非鉄金属第2次製錬・精製業に係る施設（水質令別表第1の第62号に掲げるものであつて、1リットルにつきミ			0.05					0.05				
リグラム]	水質令別表第1に掲げるその他の施設（金属鋳業及び溶融めつき業であつて溶融亜鉛めつきを行うものに限る。）			0.05				0.05					
シアン化合物 〔単位 シアンの量に関して、1リットルにつきミリグラム]	水質令別表第1に掲げる施設		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5
六価クロム	水質令別表第1に掲		0.2		0.2		0.2		0.2		0.2		0.2

化合物 [単位 六 価クロムの 量に関し て、1リット ルにつきミ リグラム]	げる施設												
ふつ素及び その化合物 [単位 ふ つ素の量に 関して、1 リットルに つきミリグ ラム]	水質令別表 第1に掲げ る施設	特定事業 場から排 出される 1日当た りの平均 的な排出 水の量 (以下 「1日平 均排水 量」とい う。)が 10立方 メートル 以上30 立方メー トル未満 のもの							8 [海 域に 排 出さ れる もの に 限 る。]				
		1日平均 排水量が30立 方メー トル以上 のもの							8 [海 域に 排	10 [海 域に 排			

										出 さ さ れ る も の に 限 る 。]	出 さ さ れ る も の に 限 る 。]								
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 この表の「許容限度」の欄に掲げる数値は、省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値とする。
- 2 この表において、AからFまでの水域は、それぞれ次の水域とする。
A水域 阿武隈川及びこれに流入する公共用水域（猪苗代湖及び羽鳥湖を除く。）
B水域 阿賀野川及びこれに流入する公共用水域（C水域を除く。）
C水域 猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域
D水域 いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域
E水域 相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域
F水域 久慈川及び黒川並びにこれらに流入する公共用水域
- 3 この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から1年間は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場又は排水指定事業場であるときは、この限りでない。
- 4 3のただし書の規定にかかわらず、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水について適用される排水基準で定める許容限度が当該施設が特定施設となる際に当該工場又は事業場から排出される水に適用されていた生活環境保全条例第29条第1項の排水指定事業場排水基準（以下「排水指定事業場

排水基準」という。)で定める許容限度より厳しい許容限度である場合は、当該施設が特定施設となった日から1年間は、従前の排水基準で定める許容限度に相当する許容限度の排水基準を適用する。

- 5 この表のふつ素及びその化合物についての排水基準は、昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用する旅館業に係る施設(水質令別表第1の第66号の3に掲げるもの)を設置する特定事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

3 項目に係る排水基準

項目	施設の種類		許容限度												
			A水域		B水域		C水域		D水域		E水域		F水域		
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	
生物化学 的酸素要 求量又は 化学的酸 素要求量 〔単位 1リット ルにつき ミリグラ ム〕	下	下水道終 末処理施 道設(水質 令別表第 1の第73 号に掲げ るもの)	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メート ル未満の もの	/	/	/	/	15	—	20	—	/	/	/	/
	所 在 す る 特 定		1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のも の	20	—	20	—	15	—	20	—	20	—	20	—
	事 業	水質令別 表第1に	1日平均 排出水量	/	/	/	/	5	10	15	20	/	/	/	/

場 に 係 る 施 設	掲げるそ の他の施 設	が10立方 メートル 以上30立 方メート ル未満の もの												
	1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のも の	20	25	20	25	5	10	15	20	20	25	20	25	
そ の 他 地 域 に	畜産農業等に係る の施設（水質令別表第 1の第1号の2に掲げ るもの）であつて、 地1日平均排出水量が 域10立方メートル以 上のもの	—	—	—	—	5	10	—	—	—	—	—	—	
	所 在 す る 特 定 事 業 場 に 係 る	食料品製 造業、紡 績業、織 維製品製 造業等に 係る施設 （水質令 別表第1 の第2号、 第4号か ら第17号 まで、第	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メート ル未満の もの											
	1日平均 排出水量 が30立方 メートル	50	60	50	60	5	10	50	60	50	60	50	60	

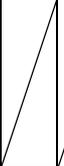
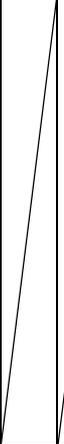
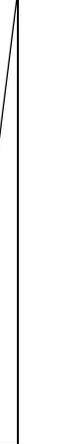
施設	18号の2 及び第19 号に掲げ るもの)	以上 1,000立 方メー トル未 満の もの												
		1日平均 排出水 量が1,000 立方メ ートル以 上の もの	20	25	20	25	5	10	20	25	20	25	20	25
	水産食料 品製造業 に係る施 設（水質 令別表第 1の第3号 に掲げる もの)	1日平均 排出水 量が10立 方メー トル以 上30立 方メー トル未 満の もの					5	10	—	—				
		1日平均 排出水 量が30立 方メー トル以 上 1,000立 方メー トル未 満の もの	30	40	30	40	5	10	30	40	30	40	30	40
		1日平均 排出水 量が1,000	20	25	20	25	5	10	20	25	20	25	20	25

	立方メートル以上のもの												
旅館業及び研究、試験、検査業等に係る施設（水質令別表第1の第66号の3及び第71号の2に掲げるもの）	1日平均排出水量が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの					—	—	—	—				
共同調理場、弁当仕出屋、飲食店、病院、中央卸売市場、地方卸売市場	1日平均排出水量が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの					15	—	30	40				
等に係る施設（水質令別表第1の第66号の4から第66号の	1日平均排出水量が30立方メートル以上のもの	30	40	30	40	15	—	30	40	30	40	30	40

号の8まで、第68号の2、第69号の2及び第69号の3に掲げるもの)													
と畜業等に係る施設（水質令別表第1の第69号に掲げるもの）	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メート ル未満の もの				5	10	60	80					
	1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のも の	60	80	60	80	5	10	60	80	60	80	60	80
し尿処理施設（水質令別表第1の第72号に掲げるもの）		30	—	30	—	15	—	30	—	30	—	30	—
し尿浄化槽（水質令別表第1の第74号に掲げる処理施	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メート					15	—	30	—				

	設のうち のし尿浄 化槽)	ル未満の もの												
		1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のも の	30	—	30	—	15	—	30	—	30	—	30	—
	水質令別 表第1に 掲げるそ の他の施 設	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メート ル未満の もの												
		1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のも の	20	25	20	25	5	10	15	20	20	25	20	25
浮遊物質 量 〔単位 1リット ルにつき ミリグラ ム〕	下 水道終 末処理施 道設（水質 令別表第 1の第73 号に掲げ るもの）	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メート ル未満の もの												
	に 所	1日平均	70	—	70	—	20	30	70	—	70	—	70	—

在 す る 特 定		排出水量 が30立方 メートル 以上のも の													
	事 業 場 に 係 る 施 設	水質令別 表第1に 掲げるそ の他の施 設	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メートル未 満のもの					10	20	50	70				
			1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のも の	70	90	70	90	10	20	50	70	50	70	50	70
そ の 他 の 地 域 に	畜産農業等に 係る 施設（水質令別 表第1の第1号 の2に掲げ るもの）であ つて、 1日平均排出 水量が 10立方メー トル以 上のもの		—	—	—	—	10	20	—	—	—	—	—	—	
所 在 す る 特	食料品製 造業、紡 績業、織 維製品製 造業等に	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立					10	20	60	70					

定係る施設 事（水質令 業別表第1 場の第2号、 に第4号か 係ら第17号 るまで、第 施18号の2 設及び第19 号に掲げ るもの）	方メート ル未満の もの													
	1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上	60	70	60	70	10	20	60	70	60	70	60	70	
	1,000立 方メート ル未満の もの													
	1日平均 排出水量 が1,000 立方メー トル以上 のもの	50	70	50	70	10	20	50	70	50	70	50	70	
	水産食料 品製造業 に係る施 設（水質 令別表第 1の第3号 に掲げる もの）	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メート ル未満の もの					10	20	80	100				
	1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のも	50	70	50	70	10	20	50	70	50	70	50	70	

	の												
旅館業及び研究、試験、検査業等に係る施設（水質令別表第1の第66号	1日平均排出水量が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの					—	—	—	—				
の3及び第71号の2に掲げるもの)	1日平均排出水量が30立方メートル以上のもの	—	—	—	—	—	—	—	—				
共同調理場、弁当仕出屋、飲食店、病院、中央卸売市場、地方卸売市場	1日平均排出水量が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの					20	30	50	70				
等に係る施設（水質令別表第1の第66号の4から第66号の8まで、第68	1日平均排出水量が30立方メートル以上のもの	50	70	50	70	20	30	50	70	50	70	50	70

号の2、第69号の2及び第69号の3に掲げるもの)													
と畜業等に係る施設（水質令別表第1の第69号に掲げるもの）	1日平均排出水量が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの				10	20	—	—					
	1日平均排出水量が30立方メートル以上のもの	—	—	—	10	20	—	—	—	—	—	—	—
し尿処理施設（水質令別表第1の第72号に掲げるもの）		70	—	70	—	20	30	70	—	70	—	70	—
し尿浄化槽（水質令別表第1の第74号に掲げる処理施設のうちのし尿浄	1日平均排出水量が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの					20	30	70	—				

	化槽)	1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のもの	70	—	70	—	20	30	70	—	70	—	70	—
	水質令別 表第1に 掲げるそ の他の施 設	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メート ル未満の もの					10	20	50	70				
		1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のもの	50	70	50	70	10	20	50	70	50	70	50	70
ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量 (鉍油類 含有量) 〔単位 1リット ルにつき ミリグラ ム〕	石油化学工 業に係る施 設、石油精製 業に係る施 設及び廃油 処理施設(水 質令別表第1 の第31号か ら第37号ま で、第51号及 び第70号に	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メート ル未満の もの						—	0.5	1				
		1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のもの		—		—		—	0.5	1		—		—

	掲げるもの)	メートル 以上のもの										
ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量 (動植物 油脂類含 有量) 〔単位 1リット ルにつき ミリグラ ム〕	水産食料品 製造業に係 る施設(水質 令別表第1の 第3号に掲げ るものであ つて、寒天製 造業及び海	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メート ル未満の もの				10	—					
	草加工業に 係るもの以 外のもの)	1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のもの	10	10	10		—	10	10			
	水質令別表 第1に掲げる その他の施 設	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メート ル未満の もの				10	10					
		1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のもの	10	10	10		10	10	10	10		

フェノー ル類含有 量 〔単位 1リット ルにつき ミリグラ ム〕	水質令別表 第1に掲げる 施設	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メート ル未満の もの					1	0.5				
		1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のも の	1		1		1	0.5	1		1	
銅含有量 〔単位 1リット ルにつき ミリグラ ム〕	非鉄金属製 造業に係る 施設(水質令 別表第1の第 62号に掲げ るもの)	1日平均 排出水量 が10立方 メートル 以上30立 方メート ル未満の もの					2	0.5				
		1日平均 排出水量 が30立方 メートル 以上のも の	2		2		2	0.5	1		2	
	水質令別表 第1に掲げる	1日平均 排出水量					2	2				

- 6 5の規定にかかわらず、C水域を含む地域のうち、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成14年福島県条例第23号）第2条第2号に規定する猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において排出水を排出する特定事業場に係るりん含有量についての排水基準については、省令第1条に規定する排水基準は、適用しない。
- 7 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 8 7の規定にかかわらず、A水域に係る共同排水処理施設（水質令別表第1の第74号に掲げるもの）のうち、有機ゴム薬品製造業に係る施設（水質令別表第1の第35号に掲げるもの）からの排出水を処理する場合で、その量が総排出水量の5分の3以上を占めるものについては、化学的酸素要求量についての排水基準を適用する。
- 9 7の規定にかかわらず、D水域のうち、蛭田川に係る化学肥料製造業に係る施設（水質令別表第1の第24号に掲げるもの）、か性ソーダ等製造業に係る施設（水質令別表第1の第25号に掲げるもの）、合成樹脂製造業に係る施設（水質令別表第1の第33号に掲げるもの）又は石油化学工業に係る施設（水質令別表第1の第37号に掲げるもの）を設置する特定事業場に係る排出水については、化学的酸素要求量についての排水基準を適用する。
- 10 この表の銅含有量又は亜鉛含有量についての排水基準は、昭和49年12月1日において現に湧出している温泉を利用する旅館業に係る施設（水質令別表第1の第66号の3に掲げるもの）を設置する特定事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 11 この表の第1欄に掲げる項目ごとに同表の第2欄に掲げる施設を有する特定事業場が同時に同欄に掲げる他の施設を有する場合において、その施設につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。
- 12 この表に掲げる排水基準及び5の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から1年間は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場又は排水指定事業場であるときは、この限りでない。

13 12のただし書の規定にかかわらず、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水について適用される排水基準で定める許容限度が当該施設が特定施設となる際に当該工場又は事業場から排出される水に適用されていた排水基準（排水指定事業場排水基準を含む。）で定める許容限度より厳しい許容限度である場合は、当該施設が特定施設となつた日から1年間は、従前の排水基準で定める許容限度に相当する許容限度の排水基準を適用する。

附 則（平成九年条例第一三三号）

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設を設置し、又は設置の工事をしている工場又は事業場に係る排出水について適用する同法第三条第三項及び第四項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域については、この条例の施行の日から六月間は、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一三年条例第一五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年条例第八七号）

改正 平成一七年三月二五日条例第二九号

平成一七年七月一二日条例第七七号

- 1 この条例は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、別表第二の1の表の改正規定（「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に、「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 附則別表の第二欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に対する改正後の大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二の2の表の排水基準及びこれを適用する区域は、平成十九年六月三十日までの間は、これを適用せず、それぞれ附則別表の第三欄に掲げる各水域ごとの許容限度のとおりとする。

（平一七条例二九・一部改正）

- 3 前項の規定の適用については、その工場又は事業場に係る汚水等（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（以下「特定施設」とい

	出水量」という。)が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの									
	1日平均排水量が30立方メートル以上のもの	10	8	8	8	10	10			
プラスチック金属複合板製造業、化学肥料製造業、ふつ化水素酸製造業、ほうろう鉄器製造業、うわ薬製造業（ほうろう	1日平均排水量が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの				10	8				
わ薬を製造するものに限る。)、非鉄金属製錬・精製業（アルミニウムの精錬に係るものを除く。）、貴金属製造・再生業、電気めつき業及び旅館業（昭和	1日平均排水量が30立方メートル以上のもの	10	10	10	8	10	10			

<p>49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するものに限る。）</p>												
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 この表の「許容限度」の欄に掲げる数値は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値とする。
- 2 この表においてAからFまでの水域は、それぞれ次の水域とする。
 - A水域 阿武隈川及びこれに流入する公共用水域（猪苗代湖及び羽鳥湖を除く。）
 - B水域 阿賀野川及びこれに流入する公共用水域（C水域を除く。）
 - C水域 猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域
 - D水域 いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域
 - E水域 相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域
 - F水域 久慈川及び黒川並びにこれらに流入する公共用水域
- 3 この表の第2欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場が同時に同欄に掲げる他の業種その他の区分に属する場合において、その業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

附 則（平成一四年条例第二一号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

ただし、別表第二の2の表ふつ素及びその化合物の部水質令別表第一に掲げる施設の項、別表第二の3の表生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の部下水道整備地域に所在する特定事業場に係る水質令別表第一に掲げる施設の項、同部その他の地域に所在する特定事業場に係る施設の項、同表浮遊物質量の部下水道整備地域に所在する特定事業場に係る水質令別表第一に掲げる施設の項及び同部その他の地域に所在する特定事業場に係る施設の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第二九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第七七号）抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中大气污染防治法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例別表第一の改正規定、第七条中福島県生活環境の保全等に関する条例別表第一の改正規定（「柳津町 河東町」を「柳津町」に改める部分に限る。）、第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「湯川村 河東町」を「湯川村」に改める部分に限る。）、第九条中福島県都市計画法施行条例別表第二の改正規定（「湯川村 河東町」を「湯川村」に改める部分に限る。）及び第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「湯川村 河東町」を「湯川村」に改める部分に限る。） 平成十七年十一月一日

二及び三 略

四 第一条の規定、第二条中福島県立高等学校条例別表の改正規定（「伊達郡梁川町」を「伊達市」に、「伊達郡保原町」を「伊達市」に、「原町市」を「南相馬市」に、「相馬郡小高町」を「南相馬市」に改める部分に限る。）、第三条中大气污染防治法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例別表第二の改正規定、第四条の規定、第六条中福島県流域下水道設置条例第二条の表の改正規定（同表阿武隈川上流流域下水道の部県北処理区の項中「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町」を「伊達市 桑折町 国見町」に改める部分に限る。）、第七条中福島県生活環境の保全等に関する条例別表第一の改正規定（「白河市 原町市」を「白河市」に、「伊達町」を「南相馬市 伊達市」に改める部分に限る。）及び別表第二の改正規定、第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「白河市 原町市」を「白河市」に、「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町 霊山町」を「南相馬市 伊達市 桑折町 国見町」に、「新地町 鹿島町 小高町」を「新地町」に改める部分

に限る。)、第九条中福島県都市計画法施行条例第三条の改正規定及び別表第二の改正規定(「白河市 原町市」を「白河市」に、「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町 霊山町」を「南相馬市 伊達市 桑折町 国見町」に、「新地町 鹿島町 小高町」を「新地町」に改める部分に限る。)、第十条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定(「白河市 原町市」を「白河市」に、「梁川町 霊山町」を「南相馬市 伊達市」に、「広野町 小高町」を「広野町」に改める部分に限る。)、第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定(「白河市 原町市」を「白河市」に、「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町 霊山町」を「南相馬市 伊達市 桑折町 国見町」に、「新地町 鹿島町 小高町」を「新地町」に改める部分に限る。)、第十二条の規定並びに第十三条の規定 平成十八年一月一日

附 則 (平成一九年条例第一九号)

改正 平成二三年一二月二八日条例第九九号

平成二八年一〇月一八日条例第七六号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 附則別表の第二欄に掲げる施設の種類の属する工場又は事業場に対する改正後の大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)別表第二の3の表の排水基準及びこれを適用する区域は、平成三十三年十二月十日までの間は、これを適用せず、それぞれ附則別表の第三欄に掲げる各水域ごとの許容限度のとおりとする。

(平二三条例九九・平二八条例七六・一部改正)

- 3 前項の規定の適用については、その工場又は事業場に係る汚水等(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)から排出される汚水又は廃液をいう。)を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する施設の種類の属するものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に特定施設を設置し、又は設置の工事をしている工場又は事業場に係る排出水に適用する水質汚濁防止法第三条第三項及び第四項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域については、平成十九年六月十日までの間は、改正後の条例別表第二及び前二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表

(平23条例99・全改)

項目	施設の種類		許容限度																	
			A水域		B水域		C水域		D水域		E水域		F水域							
			日間平均	最大																
亜鉛含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)	金属鋳業、電気めっき業及び下水道業(金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場をいう。)から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該	特定事業場(水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。)から排出される1日当たりの平均的な排出水の量(以下「1日平均排出水量」という。)が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの					4		4											
		1日平均排出水量が	4	4	4	4	4	2	4											

	当するものに限る。)に係る施設	30立方メートル以上のもの			川に係るものは2)					
--	-----------------	---------------	--	--	-----------	--	--	--	--	--

備考

1 この表の「許容限度」の欄に掲げる数値は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値とする。

2 この表において、AからFまでの水域は、それぞれ次の水域とする。

A水域 阿武隈川及びこれに流入する公共用水域（猪苗代湖及び羽鳥湖を除く。）

B水域 阿賀野川及びこれに流入する公共用水域（C水域を除く。）

C水域 猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域

D水域 いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域

E水域 相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域

F水域 久慈川及び黒川並びにこれらに流入する公共用水域

3 この表において「一定の条件」とは、排出基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）附則別表備考2に規定する一定の条件をいう。

附 則（平成一九年条例第六〇号）

この条例は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成二二年条例第四五号）

この条例は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年条例第九八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第九九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第二一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第七三号）

この条例は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

ただし、別表第二の2の表及び3の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年条例第二二号）

- 1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第二条第二項及び第三項を削る改正規定、附則第二条第一項の改正規定、別表第二の1の表の改正規定、別表第二の2の表備考1及び2の改正規定並びに別表第三を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定事業場が水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第三に掲げる施設であるときは、平成二十七年十一月三十日までの間、当該特定事業場に係る排水基準の適用については、改正後の大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)別表第二の2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前において排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)第二条に規定する方法で検定した場合の排水基準の適用については、改正後の条例別表第二の2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年条例第二五号)

- 1 この条例は、平成二十八年四月二十一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する同条第六項に規定する特定事業場に係る排水基準の適用については、平成二十八年十月二十日までの間は、改正後の大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)別表第二の1の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前において排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)第二条に規定する方法で検定した場合の排水基準の適用については、改正後の条例別表第二の1の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年条例第七六号)

この条例は、公布の日から施行する。